

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第12回期日(20220610)提出の書面です。

平成31年(ワ)第597号 損害賠償請求事件

原告 大野利政、鷹見彰一

被告 国

証拠説明書

2022年6月10日

名古屋地方裁判所民事第8部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 堀江哲史

ほか

号証	標目	作成日	作成者	立証趣旨
甲A 449	意見書『憲法理論からみた同性婚の省察』	2022.2.1	渋谷秀樹	憲法24条1項が保障する婚姻の自由は、同条の背後にある中核・根本規範や個人の尊重という憲法の基本理念(13条)に遡り、精神医学的・心理学的知見、世界の動向及び国民意識等、現行民法戸籍法の諸条項を支える立法事実が根本的に変わったことに照らして解釈すれば、憲法制定時想定されていなかった同性間の関係についても異性間と同程度に及ぶと解されること。 ・同性間の婚姻を認めない本件規定は、憲法24条1項及び憲法14条に違反すること。 ・渋谷教授は、従前「同性間の婚姻が異性間の婚姻と同程度に保障されると解することは憲法の文言上困難」としていたが(乙13)、本意見書をもって改説し、上記も、次回改訂で「憲法は同性間の婚姻にも異性間の婚姻と同程度に保障している」とする予定であること。

以上